

令和4年度第1回差別のない人権尊重の社会づくり協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年8月23日(火) 10:00～12:05
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 第8会議室
- 3 出席者 《委 員》小谷喜典委員、薛幸夫委員、佐藤淳子委員、田中真一郎委員、谷口真澄委員、谷口麻有子委員、西村繁紀委員、浜江和恵委員、福田克彦委員、藤野謙一委員、松田吉正委員、松ノ谷博委員、山口雅彦委員、山本朝子委員
《事務局》人権政策局長兼人権推進課長 谷口恭子
人権推進課 太田課長補佐、澤口主任、高山主任、西尾主事
中央人権福祉センター 川上副所長

4 会議内容：

■：議長発言、○：委員発言

議 事

【協議事項】

(1) 鳥取市人権施策の取組について …資料1、資料2

- 協議事項(1) 鳥取市人権施策の取組について、事務局から説明をお願いします。
(資料1、資料2について事務局説明)

委員：特に意見なし

(2) 犯罪被害者支援について …資料3、資料4

- 協議事項(2) 犯罪被害者支援について、事務局から説明をお願いします。
(資料3、資料4について事務局説明)

■ 前回(昨年度)の協議会で、見舞金制度の導入について、皆さんの承認をいただいている。これから条例、金額については要綱を作っていくということだが、委員の皆さんに条例案について、ご意見をいただきたい。

○ 二次的被害については、ずっと寄り添っていくというその姿勢がどういうふうになるのか、この条例の中で表されるのか、そこまで含まれるかどうか、ぜひそういう寄り添うところまで含めた内容にしていただければと思う。

■ 被害者支援については、全庁的に職員研修等をして取り組むということも聞いている。この条例の制定により、被害者の方に寄り添い、付き添って簡単な手続きになるようにしてあげるとか、金銭面以外でもいろいろな支援があると思う。人権推進課の方で、全庁的な取組みとして位置付けてされるようお願いしたい。

それでは、犯罪被害者支援については、事務局案で取り組んでいくということでご承認をいただいたということによろしいか。

委員：異議なし。

(3) 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の改正について …資料 5

■ 協議事項(3) 鳥取市差別のない人権尊重社会条例の改正について、事務局説明をお願いします。

(資料 5 と新旧対照表について事務局説明)

■ この件について、委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

○ 市人権教育協議会に企業部会というのがある。要望として、少ない人数の事業所も企業部会には加入されて、人権施策も企業内での周知に努められているという状況があるので、これを一つの契機としてさらなる参加となるよう取組を進めてほしい。

○ 資料の背景目的の中に人権三法という表現が使われているが、これに違和感がある。この法律は差別を解消するための法律、差別解消を目的とした法律だということを押さえておくべき。使うとすれば、差別解消三法、差別解消に関わる三法という記載にして欲しい。

○ 俗にアイヌ新法と言われるアイヌ民族に関わる法律ができた。先住民の方を大事にする、現状の差別を打開していく啓発していくという責務があるわけだから、提案として前文に法律を追記してはどうか。

○ アイヌの法律については、もっと私たちが本当の意味でアイヌの人たちのこと、アイヌの方たちの活動を知っているかなど。鳥取市が条例に入れるとしたら、もう少し時間をかけて話し合うべきと思う。

○ 市の責務の第 2 条に性的指向及び性的自認ということを入れるなら、資料の 1 番背景目的に明記すべきじゃないか。市民の方に訴える時には具体的に書かれていた方がいいと思う。

○ 三法の中の一つ、ヘイトスピーチ対策法、この法律も理念法で、罰則規定もない。例えば、差別禁止条例とか、包括的なものをできないか。ヘイトに関して特化するの、反ヘイト条例とか。理念法ではない、踏み込んだものをやってもらえないかと思う。

○ この条例の前文に法律関係を入れ込むかどうかということは、この条例の特質、性

質からいって必要な気はする。ただ、鳥取市が何を重要として、どの法律を使って、どういうふうに次の基本方針に結びつけていくかっていうところで、出すかどうかというところではないか。他に新しい法律ができていられるかも含め、しっかりリサーチが必要ではないかと思う。

○（前文に新たに法律を追加することについて）もっと時間をかけて協議すべき。

■ それでは、基本となるのは、いま示している改正案でいこうという、概ね委員の皆さんのご理解をいただいたということでしょうか。

委員：異議なし

■ 前文に入れるか、入れないかについては議論が必要だということですね。皆さん、それでよろしいか？社会づくり条例はまた次回協議するというので。

委員：異議なし

事務局 ありがとうございます。差別のない人権尊重の社会づくり条例につきましては、もう少し議論を踏まえて条例改正に向かいたいと思います。犯罪被害者支援条例については、12月議会で条例制定に向けて上程し進めさせていただきます。

【報告事項】

(1) 同性パートナーシップ宣誓制度について …資料6

■ 報告事項(1) 同性パートナーシップ制度について、事務局説明をお願いします。
(資料6について事務局説明)

○ これは、制度を作ることによって、サービスを提供するということを公明正大に訴えるということ。このことによって、先ほどの二次被害ではないが、子どもたちへの影響とか、ご家族への影響というのは大きくなっていくのではないかとということが想定される。そういう意味でも、高齢者福祉や、教育的なところの配慮というのが必要なのではないかと思う。

(2) その他 …資料7

■ (2) その他、資料7の説明をお願いします。
(資料7について事務局説明)

委員：異議なし

■ 以上で本日の審議は終わります。